

# 派遣法第 23 条 5 項に基づく弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報

2023年8月31日 現在

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)』を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)  
下記に当社における情報提供項目を公開致します。

【2022年度】 対象期間:2022 年 9 月 1 日～2023年8月31日

①	派遣労働者の数	11 人(1日平均)
②	派遣先の数	7 件(年度の実績)
③	マージン率	29.0 % ( (④-⑤) ÷ ④ 小数点1位未満四捨五入)
④	労働者派遣に関する料金額の平均額	25,048 円 (1日8時間当たり換算)
⑤	派遣労働者の賃金額の平均額	17,784 円 (1日8時間当たり換算)
⑥	教育訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会人研修</li><li>・中堅社員研修</li><li>・リーダー研修</li><li>・技術研修</li><li>・安全衛生教育</li><li>・情報セキュリティ教育</li></ul>
⑦	その他	マージン率には以下が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・社会保険料(雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険)</li><li>・福利厚生費(有給休暇、健康診断等)</li><li>・教育研修費(資格取得奨励費用、講習受講費用等)</li><li>・会社運営費</li><li>・営業利益</li></ul>
⑧	派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	<ul style="list-style-type: none"><li>・労使協定を締結しているか否か : 締結済み</li><li>・労使協定対象労働者の範囲 : 当社社員全員</li><li>・労使協定の有効期間 : 2023年4月1日～2024年3月31日</li></ul>